

監 査 公 表

6 弥監査公表第 4 号

令和6年6月14日付けで請求のあった地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和6年8月8日

弥富市監査委員 佐藤 孝

弥富市監査委員 平野 広行

請求人 [REDACTED] 様

弥富市監査委員 佐藤 孝

弥富市監査委員 平野 広行

弥富市職員措置請求監査結果通知書

令和 6 年 6 月 14 日付けで提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号、以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、同条第 5 項の規定により監査を実施したので、監査結果について下記のとおり通知します。

記

1 請求人

[REDACTED]

2 請求の内容

本件請求の内容と理由は次のとおりで原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

(1) 請求の要旨

私は令和 1 年 10 月から令和 6 年 3 月迄生涯学習課南部コミュニティーセンターに勤務した派遣職員です。

ア 臨時職員 [REDACTED] 氏が、次の通り規則違反行為より市に損害を与えた。

①施設利用の自己都合の変更はできない。別紙利用許可書の通り令和 5 年 10 月 15 日の利用日を、10 月 29 日の変更を認めた。この際必要な使用料 5 1 0 円を徴収せずに損害を与えた。

②別紙の申し送り事項の通り、翌日令和 4 年 6 月 23 日夜間に当施設の会議室を、利用許可書無く、利用させて 7 7 0 円の損害を与えた。

③令和4年6月19日 [REDACTED] に自己判断で使用料を免除してグラウンドを利用させた。免除の利用許可申請書は存在します。

④別紙の [REDACTED] に対しては恒常的に工芸室を利用許可書無く利用させている。利用台帳を監査すれば判明します。

⑤別紙の通り使用料を徴収することなく時間延長を認める。

イ 請求の理由

弥富市社会教育施設等の事務基準に違反している。

①自己都合での利用日変更は出来ない。

②利用許可書交付により施設を利用することができる。

③個人の判断で使用料を免除することはできない。

④利用許可書が無く時間を延長することはできない。

⑤利用台帳の改竄をしてはならない。

3 要件審査

本件請求が、法第242条の要件に適合しているかどうかについて、(1) 請求の要旨のア①から⑤までをそれぞれ審査を行った結果は、次のとおりである。

ア①の請求は、施設利用日を令和5年10月15日から同月29日に変更した件である。上記行為が違法又は不当である理由及びその結果弥富市に生じる損害も摘示され、事実証明書の添付もなされている。また、本件請求時点において、当該行為から1年経過前である。よって本件請求は、法第242条の要件に適合しているものと認めた。

次に、ア②から⑤までについては、請求が当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過している。その正当な理由として請求書の(5)で「令和5年1月から生涯学習課の職員及びGLに報告はしているが無視され続けていた。令和5年11月15日に証拠書面を提示し [REDACTED] 生涯学習課長に報告したが、当事者及び管理職は是正措置を講じなかった。」こととしている。

しかし、1年を経過する前に請求することが不可能な状況であったとはいえないので、「正当な理由」(法第242条第2項ただし書)とは認められない。よって本件請求は、同項の規定する請求期間を経過した不適合なものと認めた。

4 監査の実施

要件審査の結果を踏まえ、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査対象事項

請求の要旨のア①について、監査の対象とした。施設利用日の令和5年

10月15日が、使用者の自己都合で同月29日に変更になり、同日の使用料510円を徴収しなかったことが違法又は不当な行為と認められるかを監査の対象とした。

請求の要旨のア②から⑤までは、要件審査で法第242条第2項の規定する請求期間を経過した不適合なものと認めたので監査の対象としない。

(2) 監査対象機関

教育部 生涯学習課

5 監査結果

(1) 確認した事実

教育部生涯学習課への聴取及び関係書類等により、次の点について確認した。

■■■■■は、ソフトボール連盟加盟団体であり、ソフトボール連盟は弥富スポーツ協会に加盟していることからグラウンドを優先的に年間通して確保することができる団体であった。ソフトボールリーグ戦は、4月から11月まで、毎月2日～3日間の予定で行われ、令和5年10月15日、29日はリーグ戦でグラウンドは仮押さえされていた。そこで■■■■■は、同年9月23日にコミュニティセンター利用許可申請を行い、同年10月15日を試合開催日とした。使用料の510円については、同月15日分使用料として納付されていた。しかし、前日からの降雨が当日の午前6時頃まで続いたため、リーグ戦は中止となり、仮押さえ日の同月29日にリーグ戦が行われた。使用料の510円は、■■■■■に還付されずに、同日のグラウンド使用料として繰越して充当する扱いとされた。

生涯学習課の「社会教育施設等の事務基準（以下「事務基準」という。）」中、「【10】グラウンド（運動場）の利用手続きについて」により、天候による利用の中止または利用時間の一部を中止した場合の取扱いが決められている。内容は、①使用料の還付をする場合は、「運動広場使用料還付申請書」を、②使用料繰越をする場合は、「屋外運動施設利用中止に伴う使用料繰越し申出書」（以下「繰越し申出書」という。）を、許可を受けた窓口へ提出することとなっている。本件において、■■■■■から繰越し申出書は提出されなかった。

(2) 判断

上記事実を前提として、財務会計上の行為又は怠る事実により、本市に損害を与えたか否かについて、次のとおり判断する。

請求人は、本件において、生涯学習課は、弥富市ソフトボール連盟に属

する[]に対し、グラウンド利用日の令和5年10月15日を自己都合により、同月29日に変更することについて許可し、また、中止の利用日の3日以内に繰越し申出書の提出がないにもかかわらず、同月15日分の使用料510円を同月29日分へと繰越し充当したことは認められないので、同日のグラウンド利用料510円を徴収しなかったことにより本市に損害を与えた旨主張する。

しかし、[]が、同日に変更したのは自己都合ではない雨天のためであり正当な理由である。

また、生涯学習課は、[]が支払った同月15日分の使用料510円を同月29日分に繰越し充当するに当たり、[]から繰越し申出書の提出を受けなかった。このことが違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠る事実該当するか否かが問題となる。しかし、繰越し申出書の提出を定める事務基準は内規にとどまるため、その提出を受けずに繰越し充当したことが、違法とはいえない。また、前記のとおり、[]は、同月15日を試合開催日として利用許可申請をしていたところ、同月15日の試合が雨天中止になれば、仮押さえ日の同月29日に延期されるのは必然であり、[]側に仮押さえ日の同月29日にリーグ戦を行うこと及び使用料の繰越し充当を求める意思があったことは明白であるから、生涯学習課が[]に同月29日の利用許可書と繰越し申出書の提出を求めなかったとしても、不当とはいえない。

よって、同月15日分の使用料510円を同月29日分に繰越し充当したことは有効であるから、本市に損害は発生していない。

6 結論

以上のことから本件については、下記のとおり結論とする。

請求の要旨のア①については、請求に理由がないと認められるので、法第242条第5項の規定により棄却することとする。

次に、請求要旨のア②から⑤までについては、同条第2項に規定する要件を具備していないので、却下することとする。

7 意見

施設管理者は、許可申請等手続きの簡素化や更なる市民への利便性を図るよう努めてもらいたい。ただし、施設利用者への公平性を確保するために、弥富市コミュニティセンター条例、弥富市コミュニティセンター条例規則、社会教育施設等の事務基準に基づいて、施設の管理運営を行わなければならない。

また、実際の施設管理の窓口業務等は一部外部委託をされ、生涯学習課

が窓口業務等について受託者へ説明を行っていると思料されるが、請求人の再三の疑義の問い合わせに応えなかった旨の主張があること及び今回の請求に至ったことを重く受け止め、労使関係で信頼関係を築けなかった一連の対応を改めて考察し、今後の施設管理の窓口業務向上に向けて取り組むことを強く望む。